

「入間市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例」改正の要旨

1 条例改正の理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「マイナンバー法」）に基づき、庁内情報連携のために制定した条例について、条例に定めることにより個人番号を独自に利用できる事務を 2 件追加と 1 件修正を行うことにより、申請時における添付書類を省略し、市民の利便性の向上を図るものです。

2 条例改正の内容

この度、条例等の改正により独自利用事務を 2 件追加と 1 件修正し、申請者の利便性の向上を図るとともに、所要の改正を行うものです。

- (1) 入間市難病者福祉手当支給条例が定める難病者福祉手当の支給制限の判定に関する事実についての審査事務が、独自利用事務として定められていなかったため追加するものです。
- (2) 入間市重度心身障害者の医療費の助成に関する条例が一部改正（平成 31 年 1 月 1 日施行）され、重度心身障害者の医療費の助成制限の判定に関する事実についての審査事務が追加されたため、独自利用事務に追加するものです。
- (3) 入間市就学援助費支給要綱が一部改正（平成 30 年 8 月 24 日施行）され、就学援助費の支給審査の対象者に就学予定者の保護者が追加されたため、市条例の一部改正を行うものです。

3 施行日

平成 31 年 1 月 1 日から施行するものです。

【情報連携イメージ】 平成30年12月議会条例改正

